

◆新型コロナウイルス感染症対策のための登校判断について

以下の症状等がある場合には、登校を控えていただくとともに、学校へ連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、この場合は、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 19 条の規定に基づく出席停止とし、欠席扱いになりません。

症 状 等		期 間
本人が感染又はみなし陽性と診断された場合		治癒するまでの間
本人に発熱等の風邪症状がある場合		症状が※1 <u>改善される</u> までの間 ※2(状況に応じ自己検査により確認する。)
本人が濃厚接触者に特定される場合		保健所等から指示された期間又は最終接触から 5 日間待機（出席停止）
本人が P C R 等の検査を受ける場合（接触者に特定された場合を含む）		P C R 等の検査の結果「陰性」が判明するまでの間
同居者に発熱等の体調の異変がある場合（ 感染警戒レベル 4 以上のとき ）		同居者が感染又は濃厚接触者の疑いが心配される場合は、その同居者の症状が※1 <u>改善される</u> までの間※2（状況に応じ自己検査により確認する。)
同居者が P C R 等の検査を受ける場合（※3）	濃厚接触者に特定された場合	P C R 等の検査の結果「陰性」が判明するまでの間
	保健所の要請による場合	
	上記以外の場合は、登校可能です。	

※1 「改善される」とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向にあること。

※2 感染の可能性が疑われるときは、自己判断で事業承認された抗原定性検査キット（「体外診断用医薬品」と表示されているもの）により検査をして陰性を確認する。

※3 同居者が P C R 等の検査を受ける場合とは、上の表に記載した場合であって、会社等において、職業上、定期あるいは逐次検査を行う場合は、これには当たらず、登校が可能。

上記のほか、感染の心配等がある場合には、学校へご相談ください。